

# 平成30年度剣淵町保育料一覧

2号及び3号認定（保育認定（保育所等））

◎第1子の場合

階層区分		保育料								
		満3歳以上				満3歳未満				
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		
		ひとり親等		ひとり親等		ひとり親等		ひとり親等		
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2-1	市町村民税非課税世帯	3,000円	0円	3,000円	0円	3,000円	0円	3,000円	0円	
第2-2	市町村民税所得割非課税世帯	4,500円	0円	4,500円	0円	6,000円	0円	6,000円	0円	
第3-1	市町村民税の所得割課税額	30,000円未満	3,000円	8,100円	2,000円	9,600円	4,000円	8,600円	3,000円	
第3-2		48,600円未満		9,100円		10,600円		9,600円		
第4-1		72,000円未満		13,300円		14,800円		13,800円		
第4-2		77,101円未満	14,300円	13,300円	15,800円	14,800円				
		97,000円未満	14,300円 <sup>(※)</sup>	7,150円	13,300円 <sup>(※)</sup>	6,650円	15,800円 <sup>(※)</sup>	7,900円	14,800円 <sup>(※)</sup>	7,400円
第5-1		133,000円未満	20,400円 <sup>(※)</sup>	10,200円	19,400円 <sup>(※)</sup>	9,700円	21,900円 <sup>(※)</sup>	10,950円	20,900円 <sup>(※)</sup>	10,450円
第5-2		169,000円未満	21,400円 <sup>(※)</sup>	10,700円	20,400円 <sup>(※)</sup>	10,200円	22,900円 <sup>(※)</sup>	11,450円	21,900円 <sup>(※)</sup>	10,950円
第6-1		213,000円未満	27,500円 <sup>(※)</sup>	13,750円	26,500円 <sup>(※)</sup>	13,250円	29,000円 <sup>(※)</sup>	14,500円	28,000円 <sup>(※)</sup>	14,000円
第6-2		257,000円未満	28,500円 <sup>(※)</sup>	14,250円	27,500円 <sup>(※)</sup>	13,750円	30,000円 <sup>(※)</sup>	15,000円	29,000円 <sup>(※)</sup>	14,500円
第6-3		301,000円未満	29,500円 <sup>(※)</sup>	14,750円	28,500円 <sup>(※)</sup>	14,250円	31,000円 <sup>(※)</sup>	15,500円	30,000円 <sup>(※)</sup>	15,000円
第7-1	349,000円未満	37,900円 <sup>(※)</sup>	18,950円	36,900円 <sup>(※)</sup>	18,450円	39,400円 <sup>(※)</sup>	19,700円	38,400円 <sup>(※)</sup>	19,200円	
第7-2	397,000円未満	38,900円 <sup>(※)</sup>	19,450円	37,900円 <sup>(※)</sup>	18,950円	40,400円 <sup>(※)</sup>	20,200円	39,400円 <sup>(※)</sup>	19,700円	
第8	397,000円未満	50,700円 <sup>(※)</sup>	25,350円	49,700円 <sup>(※)</sup>	24,850円	52,200円 <sup>(※)</sup>	26,100円	51,200円 <sup>(※)</sup>	25,600円	

(※) 剣淵町保育所を利用した方のみ適用。

## ◎第2子の場合

階層区分		保育料								
		満3歳以上				満3歳未満				
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		
		ひとり親等		ひとり親等		ひとり親等		ひとり親等		
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2-1	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2-2	市町村民税所得割非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第3-1	市町村民税の所得割課税額	30,000円未満	4,050円	0円	3,550円	0円	0円	0円	0円	
第3-2		48,600円未満	4,550円	0円	4,050円	0円	0円	0円	0円	
第4-1		72,000円未満	6,650円	0円	6,150円	0円	0円	0円	0円	
第4-2		77,101円未満	7,150円	0円	6,650円	0円	0円	0円	0円	
		97,000円未満	7,150円 <sup>(※)</sup>	3,570円	6,650円 <sup>(※)</sup>	3,320円	0円 <sup>(※)</sup>	0円	0円 <sup>(※)</sup>	0円
第5-1		133,000円未満	10,200円 <sup>(※)</sup>	5,100円	9,700円 <sup>(※)</sup>	4,850円	0円 <sup>(※)</sup>	0円	0円 <sup>(※)</sup>	0円
第5-2		169,000円未満	10,700円 <sup>(※)</sup>	5,350円	10,200円 <sup>(※)</sup>	5,100円	0円 <sup>(※)</sup>	0円	0円 <sup>(※)</sup>	0円
第6-1		213,000円未満	13,750円 <sup>(※)</sup>	6,870円	13,250円 <sup>(※)</sup>	6,620円	14,500円 <sup>(※)</sup>	7,250円	14,000円 <sup>(※)</sup>	7,000円
第6-2		257,000円未満	14,250円 <sup>(※)</sup>	7,120円	13,750円 <sup>(※)</sup>	6,870円	15,000円 <sup>(※)</sup>	7,500円	14,500円 <sup>(※)</sup>	7,250円
第6-3		301,000円未満	14,750円 <sup>(※)</sup>	7,370円	14,250円 <sup>(※)</sup>	7,120円	15,500円 <sup>(※)</sup>	7,750円	15,000円 <sup>(※)</sup>	7,500円
第7-1	349,000円未満	18,950円 <sup>(※)</sup>	9,470円	18,450円 <sup>(※)</sup>	9,220円	19,700円 <sup>(※)</sup>	9,850円	19,200円 <sup>(※)</sup>	9,600円	
第7-2	397,000円未満	19,450円 <sup>(※)</sup>	9,720円	18,950円 <sup>(※)</sup>	9,470円	20,200円 <sup>(※)</sup>	10,100円	19,700円 <sup>(※)</sup>	9,850円	
第8	397,000円未満	25,350円 <sup>(※)</sup>	12,670円	24,850円 <sup>(※)</sup>	12,420円	26,100円 <sup>(※)</sup>	13,050円	25,600円 <sup>(※)</sup>	12,800円	

(※1) 同時入所の場合で最年長の子どもから数えて2人目のみ適用

(※2) 剣淵町保育所を利用した方で同時入所の場合で最年長の子どもから数えて2人目のみ適用。

## ◎第3子の以降の場合

### 全階層無料

※剣淵町保育所を利用しない場合、

- ・ 両親の市町村民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親等世帯は、77,101円未満）
- ・ 3歳未満児で両親の市町村民税所得割課税額が169,000円未満
- ・ 同時入所している

最年長の子どもから数えて第3子以降の場合のみ無料となる。

## 保育料の計算方法

- ① 保護者（両親）の市町村民税合算額から保育料を決定します。
- ② 同居の親族が家計の主宰者である場合は、父母及び家計の主宰者の合計課税額とします。
- ③ 市町村民税所得割額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。（調整控除は適用する）
- ④ 4月～8月分保育料 ⇒ 前年度分市町村民税 から算定      9月～3月分保育料 ⇒ 当年度分市町村民税 から算定

### 保育料切替時期イメージ

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
前年度市町村民税額で算定					当年度市町村民税額で算定						

- ⑤ 年度途中で3歳になった（3号から2号に変更となった）場合、保育料は翌年度4月分からの適用となります。
- ⑥ 妊娠、転職、離婚等により保育必要量や保育料の階層が変更となった場合、申請日または事実が発生した日の翌月の保育料から適応となります。
- ⑦ 「結婚歴のないひとり親家庭」の利用者負担額を軽減する「寡婦（夫）控除みなし適用」を実施します。事前に申請の手続きが必要です。

## 2・3号認定保育料の多子世帯の保育料

- ⑧ 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に保育所等を利用している場合は、最年長の子どもから順に2人目は保育料を半額、3人目以降については無料とします。
- ⑨ 市町村民税所得割合算額 57,700 円未満の世帯の場合、同時入所に限らず生計を一にしている子どものうち、第2子の場合半額、第3子以降を無料とします。
- ⑩ 市町村民税所得割合算額 77,101 円未満でひとり親世帯等の場合、同時入所に限らず生計を一にしている子どものうち、第2子以降無料とします。
- ⑪ 市町村民税所得割合算額が 169 千円未満の世帯で 3 歳未満児の場合、同時入所に限らず生計を一にしている子どものうち、第 2 子以降無料とします。

## 剣淵町保育所に入所の方（剣淵町に住民登録をされている方）の減免

- ⑫ 同時入所等にかかわらず、兄弟で3番目以降の生まれの場合 ⇒ 無料
- ⑬ ひとり親世帯 ⇒ 半額（市町村民税所得割課税額 77,101 円以上の場合）

### 〇お問い合わせ先〇

剣淵町役場住民課環境民生グループ    Tel 0165-34-2121

## 第1子・第2子・第3子以降の考え方

◎兄弟が全員同時に保育所等に入所している場合

→同時入所している兄弟の年齢の上から順番に数える。

◎両親の市町村民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親等世帯は、77,101円未満）の世帯

または、両親の市町村民税所得割課税額が169,700円未満で3歳未満児の場合

→同時入所していなくても、生計を一にしている兄弟の年齢の上から順番に数える。

◎第3子以降について → 剣淵町保育所に入所している場合、税額に関係なく、生計を一にしている兄弟の年齢の上から順番に数える。

## 保育料の軽減について

◎第3子以降について → 無料

◎第2子について（ひとり親等の世帯ではない場合）

→非課税世帯（第2-1、第2-2階層）は、第2子無料

→両親の市町村民税所得割課税額が169,700円未満で3歳未満児の場合、第2子無料

→両親の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、第2子半額

◎第2子・第1子について（ひとり親等の世帯の場合）

→非課税世帯（第2-1、第2-2階層）は、第1子・第2子無料

→両親の市町村民税所得割課税額が169,700円未満で3歳未満児の場合、第2子無料

→両親の市町村民税所得割課税額が77,700円未満の場合、第1子半額以下、第2子無料

→両親の市町村民税所得割課税額が77,700円以上の場合、第2子半額（広域入所対象外）